

# 特殊車両の取り締まり実施

5月13日(水)、戸沢村古口の車両検測所において、特殊車両の通行取締を実施しました。新庄警察署・山形河川国道事務所が合同で取締にあたり、車両の高さ・長さ・重さを測定し、通行許可証の有無を確認しました。

当出張所の管内にある舟形トンネルにおいて、4月12日に違法な特殊車両による事故が発生しています。詳しくは出張所通信5-2をご覧ください。

ルールを守って安全な通行をしていただくことをこれからも周知徹底していきます。



▲ご協力をお願いします。  
高さ・長さ・幅を計測します



▲通行許可証の確認をします



▲マットスケールで重量を測定します



▲違反のあった運転手さんから話を聞き、適切な運行をしてもらうよう指導します

今回の取締の結果、7台中4台が違反でした

# 特殊車両と取締

道路はみんなの財産なので、狭い道路に大型車を通行させたり、一定の大きさや重さを超える車を通行させることは道路構造の保全と交通の危険防止の理由から、**原則として禁止**しています。

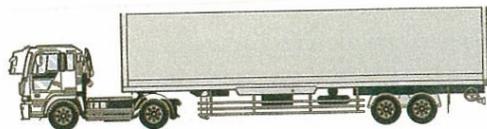
そのため、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限って、**ルールを守る**ことで通行を許可することとしています。

法律で定められた範囲を超えて荷物を積んでいる車両は、カーブを曲がりきれなかったり荷物が落下したりするおそれがあり、**大事故**になりかねません。また、**過積載は道路の損傷**にもつながります。

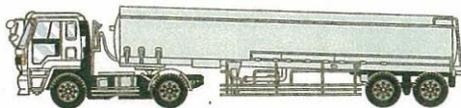
ルールには重さ・高さ・長さ・幅などが細かく決められていて、しっかり守られているかを**チェック**するのが特殊車両の取締です。

## どんな車が特殊車両なの？

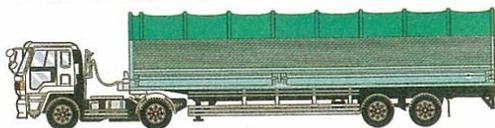
バン型セミトレーラ



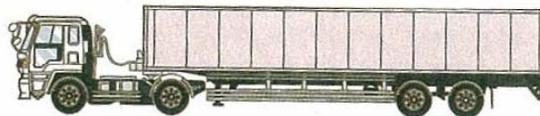
タンク型セミトレーラ



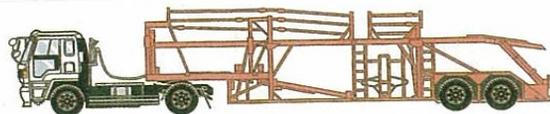
幌枠型セミトレーラ



コンテナ用セミトレーラ



自動車運搬用セミトレーラ



この他にも、フルトレーラ、あおり型セミトレーラ、スタンション型セミトレーラ、船底型セミトレーラ、海上コンテナ用セミトレーラ、重量物運搬用セミトレーラ、ポールトレーラなどがあります。



管理係長

## ルールを守って安全な通行をお願いします



管理係長

道路に関するご意見・質問、出張所通信の感想など  
どんどんお寄せ下さい！

**国土交通省 山形河川国道事務所 尾花沢国道維持出張所**

<http://www.thr.mlit.go.jp/yamagata/>

〒999-4221  
山形県尾花沢市尾花沢字田町143-1  
TEL. 0237-23-2521  
FAX. 0237-23-2523



### 5月の出張所通信

- 5-1. テロ対策強化パトロール実施中です
- 5-2. 舟形トンネル緊急点検！その舞台裏
- 5-3. 尾花沢国道維持出張所です
- 5-4. 東根市生涯学習神町地区民議のみなさんが花を植えてくださいました